

議案第 号

宝塚市都市開発基金条例を廃止する条例の制定について

宝塚市都市開発基金条例を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年（2025年）2月 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第10号

宝塚市都市開発基金条例を廃止する条例

宝塚市都市開発基金条例（昭和63年条例第10号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年8月19日から施行する。

宝塚市都市開発基金条例廃止について

1 設置目的

市街地再開発事業、土地区画整理事業その他の都市開発に関する事業(以下「都市開発事業」という。)の施行に必要な財源を確保し、一時的に多額に必要となる財源の平準化を図り、もって将来にわたる財政の健全な運営に資するため、宝塚市都市開発基金(以下「基金」という。)を設置する。(昭和 63 年 3 月 25 日条例第 10 号)

2 設置経緯

基金を設置した昭和 62 年度には、数年後に宝塚駅前再開発事業による多額の一般財源が必要となっていたことや、仁川や売布地区での再開発事業等も予定されていたことから財源を計画的に積立てるために都市開発基金が設置された。

3 基金残高 (R5 年度出納閉鎖後)

基金残高 7,326 千円

4 基金の主な活用状況

宝塚駅前再開発事業、仁川駅前再開発事業、売布神社駅前再開発事業、小林土地区画整理事業、中筋 J R 北土地区画整理事業などに活用。

5 基金の廃止について

平成 3 年度には 47 億以上の基金残高があったが、駅前再開発事業や土地区画整理事業の財源として活用し、令和 6 年 5 月 31 日現在の基金残高は 7,326 千円となっている。基金の取崩しは平成 20 年度以降行っていない。

基金設立時に想定していた駅前再開発事業や土地区画整理事業は終了しており、今後大規模な再開発事業や土地区画整理事業の予定も現時点ではないことから、都市開発基金は一定の役割を終えたと考えられる。

6 近隣市の状況

設置なし

7 廃止日について

条例廃止日：令和 7 年 8 月 19 日 (火)
令和 6 年度 3 月議会で廃止議案提出

8 残高について

基金残高については、さらら仁川普通財産取得償還金に充当します。

○宝塚市都市開発基金条例

昭和63年3月25日

条例第10号

注 平成5年3月23日条例第3号から条文注記入る。

(設置の目的)

第1条 市街地再開発事業、土地区画整理事業その他の都市開発に関する事業（以下「都市開発事業」という。）の施行に必要な財源を確保し、一時的に多額に必要な財源の平準化を図り、もって将来にわたる財政の健全な運営に資するため、宝塚市都市開発基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 宝塚市一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額
- (2) 基金の運用から生じる収益金の額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に換え、又は確実な償還方法、期間及び利率を定めて宝塚市土地開発公社に貸し付けることができる。

(平5条例3・一部改正)

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、次の各号の一に該当する場合に限り、予算に計上して処分することができる。

- (1) 市が施行する都市開発事業の財源に充てるとき。

(2) 市長が特に必要があると認める都市開発事業に対する補助の財源に充てるとき。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。